

令和7年12月2日から 従来の健康保険証は 使用できなくなります

次回の受診時には、必ず以下のいずれかを
ご持参下さい。



- マイナ保険証（マイナンバーカード）
- 資格確認書（保険者から交付されたもの）

■保険証の有効期限切れにご注意ください

- ・ 保険証や資格情報のお知らせでは受付できません。
- ・ ただし、令和8年3月末までは暫定対応として、計算窓口にて保険資格が確認できれば保険診療を受けられます。

■ご協力のお願い

- ・ 次回以降のご受診の際は、マイナ保険証または資格確認書を必ずご持参ください。

次回受診時にマイナ保険証または資格確認証の提示
が頂けない場合、全額自費で請求させて頂く場合が
ございます。

